

## 仕 様 書

- 1 委託する業務の名称は、空中写真撮影業務委託（単価契約）とする。
- 2 業務の内容は、以下のとおり。
  - ・遺跡敷地内の高度 5 m～150mおよび隣接地の高度 30mから 150mにおける目視内飛行による写真撮影。
  - ・離着陸は遺跡敷地内とする。
  - ・作業時間約 1～2 時間、10 カット程度。
- 3 撮影の際は、以下の器材を使用する。
  - ・フルサイズ（イメージセンサー35mm）のデジタルカメラ
  - ・上記カメラを搭載可能なドローン（電波法技適マークが付いている製品）
- 4 成果物は、RAWおよびJPEGで保存したものをCDもしくはDVD等のメディアに記録して納品する。
- 5 その他
  - ・天候、電波、および受注者の操縦・整備不良等を原因とする事故については、受注者の責任で補償すること。
  - ・納品データに破損等がある場合は、受注者の負担において、撮影のやり直し等を行うこと。
  - ・撮影日については、天候や作業状況に応じて、発注者と相談して決定すること。
  - ・受注者は、航空法、小型無人機等飛行禁止法、道路交通法、及び電波法等関係法令を遵守し、航空法第 132 条および同 132 条の 2 の申請手続きなど必要に応じて手続きを代行すること。
  - ・本件は年間 5 件ほどの発注を行うことを想定しており、入札書には単価契約の額を記載すること。
- 6 暴力団排除に関する事項  
受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- 7 業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供を行わなければならない。
- 8 本仕様書に明記無き事項、または疑義や変更等が生じた場合には、発注者と受注者の協議により解決する。